

多面評価の実施要領について

令和6年9月27日
大通達甲（警務）第13号
警務部長から本部各課・所・
隊長、警察学校長、各警察署
長宛て

（概要）

この通達は、多面評価の実施要領について、必要な事項を定めたものである。